

埼玉県東入間警察署告示第18号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定により
確認事務の一部を委託したので、法第51条の12第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月4日

埼玉県東入間警察署長 友則 歩

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

アシマ株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区堀の内町2丁目3番地1

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

埼玉県東入間警察署の管轄区域

(2) 期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日